

粕屋町学校給食共同調理場整備事業に係るPFIアドバイザー業務仕様書

1 業務名

「粕屋町学校給食共同調理場整備事業に係るPFIアドバイザー業務」

2 業務目的

本業務は、粕屋町学校給食共同調理場の整備にあたり、学校給食法に基づいた安全で安心な学校給食を提供するため、PFI法(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律)に基づく民間事業者を活用したPFI方式の事業を推進することを目的とする。

3 委託期間

平成25年度は、契約締結の日から平成26年3月25日(火)まで
(企画提案については、平成25年度だけでなく、PFIアドバイザー業務仕様書に基く業務内容の全てを提案すること。)

4 業務の履行及び業務管理

(1) 関係法令の遵守

受託者は、本業務の遂行に際し、関係法令を遵守しなければならない。

(2) 業務計画書等の提出

受託者は、契約締結後、速やかに業務履行のための実施体制を整え、以下の項目について、協力会社分も含めて業務計画書等を町に提出しなければならない。

①業務工程表

②業務実施体制

③業務従事者名簿(各専門分野(技術・財務金融、法務等)責任者含む。)

(3) 受託者の責務

①人員等

受託者は、本業務の遂行に際し、十分な経験を有する担当者を配置するとともに、適正な人員体制を整えなければならない。

②守秘義務

受託者は、本業務の遂行に際し、知り得た情報を他に漏らしてはならない。

③業務打合せ

受託者は、本業務の遂行に際し、必要な業務打合せについては、随時実施する。

5 業務内容

(1) 実施方針及び要求水準書の作成等

受託者は、事業内容や民間事業者選定スケジュール等を記載した実施方針(案)及び町が民間事業者に求めるサービス内容等を示した要求水準書(案)を作成するとともに、これらに付随する業務支援を行う。

(2) 特定事業の評価及び選定等

①特定事業選定のためのVFM(Value For Money)の精査

②特定事業の選定及び公表資料の作成

受託者は、事業内容及び精査後のVFM等を示した特定事業の公表のために必要な資料を作成するとともに、これらに付随する業務支援を行う。

(3) 民間事業者の募集及び選定等に係る業務支援等

①PFI方式による民間事業者の募集等

受託者は、民間事業者の募集に際し、参加資格、資格審査要件、選定方法、選定スケジュール、選定基準等を検討及び作成するとともに、入札説明書等これらに付随する業務及びその支援を行う。

②各種モニタリング項目の選定及びモニタリング手法の検討

本事業に係るモニタリングの基本的な考え方、モニタリング項目及び手法について、検討を行う。

③質問、意見の整理及び回答の作成

民間事業者の公募後、民間事業者から提出された質問及び意見について、整理するとともに、質問に対する回答(案)を作成する。

④審査委員会に係る業務支援

民間事業者選定のための審査委員会の運営等に際し、必要な業務支援を行う。

⑤協定及び契約に係る業務支援

落札者、金融機関等との協定及び契約に関し、必要な業務支援を行う。

6 業務スケジュール(案)

平成25年11月	実施方針の公表
平成26年 3月	特定事業の公表
平成26年 5月	事業者の公募
平成26年11月	落札者の決定
平成26年12月	契約議決
平成27年 1月	民間事業者による事業実施
平成28年 9月	供用開始

7 成果品

受託者は、本業務が完了したときは、以下の成果品を提出するものとする。なお、成果品納品後において、受託者の責めによる不備等が発見された場合は、受託者は遅滞なく訂正するものとし、この場合における費用は受託者の負担とする。

- | | |
|------------------------------------|-----|
| (1) 報告書（日本工業規格A4判、縦型、横書き、左綴じ、簡易製本） | 25部 |
| (2) 報告書概要版（報告書を要約したもの） | 40部 |
| (3) 電子データ（ホームページ用を含む） | 一式 |
| (4) 図面等（紙ベース） | |

8 その他

本業務の遂行に際し、疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、町と受託者が協議のうえ、決定する。

9 施設の概要

- (1) 建設予定地 粕屋町大字江辻1070番1外
- (2) 敷地面積 7, 218.58㎡(建築面積に制限あり)
- (3) 想定食数 約7, 000食